

令和7年度わな捕獲技術向上研修事業 業務委託仕様書

1 委託業務名

令和7年度わな捕獲技術向上研修事業

2 業務目的

近年、野生動物による農林業被害、森林生態系被害等の増加に伴い、捕獲の重要性が高まっている。しかし、高い捕獲技術を有する狩猟者の減少と高齢化は深刻化しており、捕獲対策の新たな担い手の確保と技術向上が急務である。そこで本事業では、最近増加傾向にあるわな猟免許取得者のうち、わな免許を取得して間もない者、わなによる捕獲技術の向上を求める者を対象に、ニホンジカやイノシシの捕獲に関する技術指導経験を有する指導員による技術指導を通して捕獲技術の向上を図り、捕獲数の増加に資する。

3 委託期間

契約締結の日 から 令和8年3月15日（日） まで

4 実施区域

和歌山県内全域

5 研修内容

- ア 初級研修
- イ 中級研修Ⅰ
- ウ 中級研修Ⅱ
- エ 実践研修

6 業務内容

(1) 研修受講者の受付等について

ア 研修受講者の公募

和歌山県内の狩猟免許所持者、狩猟団体等に対し、募集要領を配布する。配布時期は契約締結後、速やかに行うこととする。募集要領(案)と申込書(案)は県と協議の上、作成、配布は受託者が行う。

イ 初級研修の研修受講者の決定

受講希望者から提出のあった申込書は受託者が受領する。研修受講者の上限は各回20名程度とし、その内容を整理し、県と情報共有する。選考結果及び研修日時は、受託者が受講者に通知する。

ウ 中級研修Ⅰの研修受講者の決定

受講希望者から提出のあった申込書は受託者が受領する。その内容を審査し、7の要件を満たす者を県と共に選考する。研修受講者の上限は各回20名程度とし、選考結果及び研修日時は、受託者が通知する。

エ 中級研修Ⅱの研修受講者の決定

受講希望者から提出のあった申込書は受託者が受領する。その内容を審査し、7の要件を満たす者を県と共に選考する。研修受講者の上限は各回20名程度とし、選考結果及び研

修日時は、受託者が通知する。

オ 実践研修の研修受講者の決定

受講希望者から提出のあった申込書は受託者が受領する。その内容を審査し、7 の要件を満たす者を県と共に選考する。研修開催回数は24回とし、選考結果及び研修日時は、受託者が通知する。

(2) 各研修について

ア 初級研修

受託者は、くくりわな及び箱わなの捕獲技術に関する基礎的な知識及び技術について、座学での研修を実施する。捕獲対象はニホンジカ、イノシシとし、実施時期は10月、実施場所及び回数は紀北会場にて1回、紀中会場にて1回、紀南会場にて1回とする。

なお、実施場所は、県と協議の上、決定する。

イ 中級研修Ⅰ

受託者は、くくりわなの作成実習並びに簡易電気殺処分器の作成及び使用方法の解説を実施する。受講者1名につき、くくりわな1個、電気殺処分器1式を作成する。必要となる資材は受託者が準備し、受講者から費用を徴収する。実施時期は10月～11月の間で、実施回数は紀北会場で1回、紀南会場にて1回とする。

なお、実施場所は、県と協議の上、決定する。

ウ 中級研修Ⅱ

受託者は、中級研修Ⅰで作成したくくりわなを用いて、現地で設置実習を行う。また、くくりわなの捕獲個体の止め刺し実習を行う。実施時期は和歌山県の狩猟期間開始約1週間～20日後、実施回数は県内で2回とする。

なお、止め刺し実習に用いる捕獲個体は、原則として指導を行う受託者が準備する。

また、実施場所は、県と協議の上、決定する。

エ 実践研修

受託者は、11月から翌年2月にかけて、従業員1名を和歌山県内に派遣し、受講希望者全員に対して、捕獲活動の現地指導を1回以上行う。

オ 研修受講者からの相談対応

受託者は、狩猟期間中、研修受講者からの捕獲技術に関する電話相談や現地指導の依頼等があった場合には、その対応を行う。

カ アンケート結果の集計

受託者は、受講者に対して実施するアンケートについて、県と協議し作成し、実施する。研修の受講結果が明確にわかるようにする。

(3) 報告書作成

事業の成果や課題が明確になるよう、報告書を作成する。

■ 留意事項

詳細な内容については、県と協議の上、決定することとする。

なお、研修で使用する会場に使用料が発生する場合は、県が負担するものとする。

7 研修受講対象者の要件

ア 初級研修

- ・狩猟免許を取得してから概ね 10 年を経過していない者。

イ 中級研修Ⅰ

- ・今年度の初級研修を受講した者。
- ・過去に初級研修を受講したことがある者。

ウ 中級研修Ⅱ

- ・今年度の初級研修を受講した者。
- ・過去に初級研修を受講したことがある者。
- ・研修受講年度に、わな猟の狩猟者登録を行う者。

エ 実践研修

- ・自身の捕獲技術の向上を目指す者。
- ・わなを設置できる場所を確保できる者。
- ・有害捕獲の許可を受けている者又はわな猟の狩猟者登録を行っている者。

※研修受講希望者が上限を越えた場合には、今年度又は過去に初級研修を受講したことがある者、狩猟免許取得後の経過年数が少ない者、捕獲実績の少ない者、継続的にニホンジカ等の捕獲を行う意欲のある者等、県が適当と認める者を優先する。

8 その他留意事項

- (1) 本業務を実施するにあたっては、必要な関係法令を遵守するものとする。
- (2) 本業務の遂行上知り得た事項を他人に漏らしてならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と判断される場合には、県と協議の上、対応することができる。
- (3) 受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と判断される場合には、県と協議の上、一部を第三者に再委託することができる。
- (4) 受託者は、県から業務の途中の報告を求められた場合は、すみやかに報告を行うものとする。
- (5) 本業務を遂行する上で疑義が生じた場合には、速やかに県と協議するものとする。